

求職者の皆様へ



社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会

社会福祉法人 湯沢市社会福祉協議会の沿革

- 昭和 4 7 年 7 月 法人認可
- 昭和 5 2 年 4 月 ボランティアセンター設置
- 平成 3 年 1 0 月 厚生大臣表彰受賞
- 平成 1 2 年 4 月 介護保険制度施行に伴い介護事業所を開設
居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護
通所介護
- 平成 1 7 年 3 月 市町村合併に伴う社会福祉協議会合併
(1 市 2 町 1 村)
湯沢市、稲川町、雄勝町、皆瀬村

社会福祉法人 湯沢市社会福祉協議会の理念

市町村社会福祉協議会は法的に位置づけられている

社会福祉法 第109条

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を、指定都市にあっては、更に更生保護事業又は社会福祉事業又は更生保護事業を、指定都市以外及び町村においては、社会福祉協議会及び町村の過半数が参加するものとする。

- 一．社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二．社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三．社会福祉に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四．前二号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- 本会は、行政や福祉関係機関・団体と連携し「ささえあう あなたが地域の主役です ～一人ひとりが自分らしく輝けるために～」を目標に地域福祉推進の基盤強化に取り組みます。※令和2年策定地域福祉計画

湯沢市社会福祉協議会の基本方針

1. 地域でささえあう安心して暮らせるまちづくり
2. 地域のみんなが集い交流し生きがいの持てるまちづくり
3. 地域の良さを伝える後継者育成と健やかに子どもを育むまちづくり
4. みんなで力を合わせお互いさまのボランティアができるまちづくり
5. 制度の狭間の問題に対する住民主体の地域支援を考えるしくみづくり
6. 組織体制の充実と財政基盤の安定を目指すしくみづくり

社会福祉法人 湯沢市社会福祉協議会の経営方針

湯沢市社会福祉協議会の財源について

1. 会費・・・住民や企業を会員とする会費収入
2. 補助金・・・行政等からの事業費、人件費補助収入
3. 委託費・・・行政等からの委託事業収入
4. 寄付金・・・住民や企業からの寄付金収入
5. 共同募金配分金・・・赤い羽根共同募金運動等からの事業費配分収入
6. 介護保険サービス事業収益・・・自主事業である公益事業費収入

湯沢市社会福祉協議会は第二種福祉事業を行っています。

社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会の求める人材像

- 法人の基本理念を理解し、市民等に信頼され頼られる職員
- 市民の自立した生活を支援するための専門知識と判断力を有した職員
- 何事にも謙虚かつ懸命に取り組み、けじめを持った職員
- 市民、地域の視点に立ち、関係機関・団体と円滑な連携を図ることができる職員
- 柔軟な姿勢を持ち、新たな考えに積極的にチャレンジできる職員

社会福祉法人 湯沢市社会福祉協議会が実施する事業

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (5) 共同募金事業への協力
- (6) 老人デイサービスセンター事業の経営
- (7) 放課後児童健全育成事業
- (8) 湯沢市福祉センター事業の経営
- (9) 地域型老人介護支援センター事業
- (10) 湯沢市すこやかデイサービスセンター事業
- (11) 生活管理指導員派遣事業の経営
- (12) 軽度生活援助事業の経営
- (13) 障害者福祉サービス事業の経営
- (14) 居宅介護支援事業の経営
- (15) 居宅介護等事業の経営
- (16) しあわせ総合相談所事業
- (17) 市民参加型在宅介護システム事業
- (18) 生活福祉資金貸付事業
- (19) 介護保険福祉サービスつなぎ資金貸付事業
- (20) たすけあい資金貸付事業
- (21) ボランティア活動の振興事業
- (22) 高齢者生きがい対策事業
- (23) 法人後見事業
- (24) 生活困窮者自立支援事業
- (25) 福祉サービス利用援助事業
- (26) 家計相談支援事業
- (27) 無料職業紹介事業



社会福祉法人 湯沢市社会福祉協議会の施設概要

- （総務、地域福祉事業）

住民が安心して暮らしていけるよう地域福祉事業を推進していきます。

勤務体制：8：30～17：30（土、日、祝日休み）

基本給：141,600～ 各種手当：
資格、扶養、住居、通勤、時間外
その他

生活困窮者自立支援事業



居場所サロン「りらとこ」

相談者の居場所づくり、相談の入り口、社会生活訓練を目的とし、相談者の自立や地域づくりにつなげることを支援メニューのひとつとして開催します。

湯沢市生活支援体制整備事業

住民が参画する協議体による「地域課題の把握と共有」から「支え合い活動を創り出す」取り組みを定期的に展開し、地域住民とともに具体的に取り組みます。



地域福祉事業

児童・青少年福祉事業



ふりーすべーす「パレット」

不登校や学校を休みがちな児童・生徒、ひきこもりとなる若者の抱えている悩みや不安、生活環境や家庭の状況などを含めて受け止める居場所です。

ボランティア拡充事業



ボランティアの小さなつどい

コロナウィルスの影響により、新たな生活様式に即し、まちの駅「カクトとみや様」の協力を得て市民交流の場を定期開催します。

権利擁護体制整備事業

各地区社会福祉協議会との連携

共同募金運動への協力（湯沢市共同募金委員会）

- （児童福祉事業）

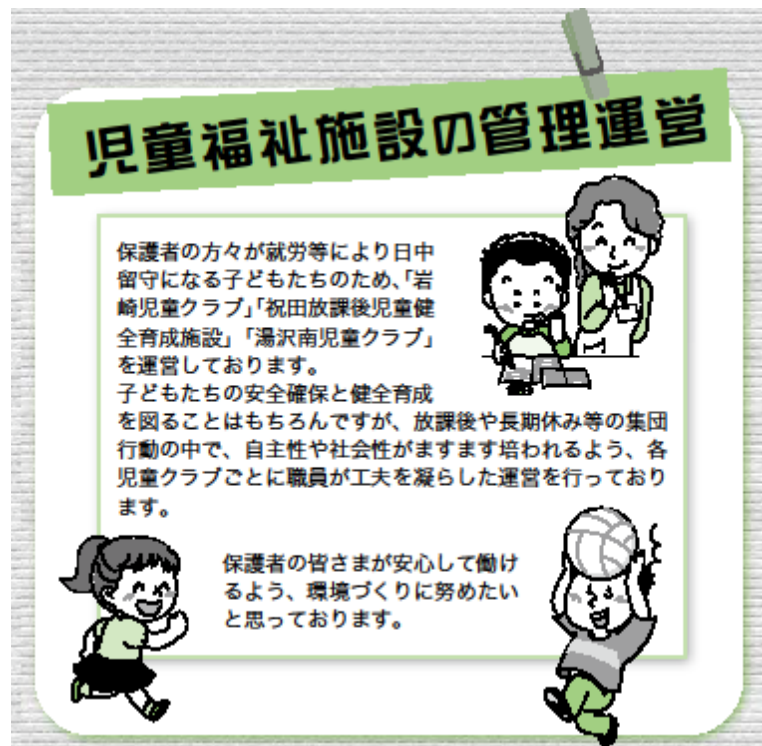
昼間家庭にいない児童に適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を推進していきます。

勤務体制

平常時13：30～18：30（日、祝日休み）
8：00～18：30（土曜日、学校が長期休みの場合）

各種手当：資格、扶養、住居、通勤、時間外 その他

基本給：113,300～ 各種手当：資格、扶養、住居、通勤 その他



- （介護サービス事業）

介護保険制度下での各種介護事業を推進していきます。

居宅介護支援事業・訪問介護、訪問入浴介護・通所介護

勤務体制

8：30～17：30（土、日、祝日休み）
（シフトにより上記時間内で出勤時間に変動あり）

基本給：141,600～ 各種手当：資格、扶養、住居、通勤、時間外 その他

- （障害サービス事業）

障害のある児童や発達に特性の児童のための福祉サービスです。

放課後等デイサービス

勤務体制：8：30～17：30（土、日、祝日休み）

基本給：141,600～ 各種手当：資格、扶養、住居、通勤、時間外 その他

湯沢市社協の介護サービス

住み慣れた家で安心して日常生活ができるようお手伝いします

居宅介護支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護に関するご相談を受けて、健康状態や生活環境などに適したケアプランを作成します。

- ★ 介護保険サービスやその他、保健・医療に関する相談・助言
- ★ ケアプランの提案・作成
- ★ サービス事業者との連絡・調整
- ★ 介護用品・住宅改修についての相談・助言



湯沢ゆうあい介護支援センター
湯沢そうあい居宅介護支援事業所

訪問介護サービス



住み慣れたご自宅で、その人らしい生活を続けていただけるように、ホームヘルパーがご自宅に伺い、入浴、排せつ、食事などの介護サービスを行います。

湯沢ゆうあい訪問介護センター

訪問入浴サービス

移動入浴車でご自宅に訪問し、専用の浴槽を使って安全で快適な入浴サービスを提供します。

障がいや疾病によりご自宅での入浴が困難な方も、安心して入浴を楽しんでいただけます。



湯沢ゆうあい訪問入浴介護センター

通所介護サービス



ご自宅までお迎えに上がり、入浴、食事、機能訓練、レクリエーションなどを提供する日帰りの介護サービスです。

体力などが落ちて、なかなか家から出ることができない方に、外出とコミュニケーションの機会を提供し、ご家族の負担を軽減します。

デイサービスセンターコスモス

社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会の職員構成

(令和4年1月現在)

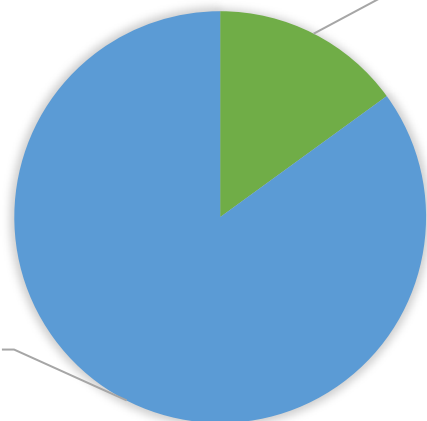
職名	人数
事務局	1 名
総務福祉課	6 名
地域福祉課	1 6 名
児童クラブ	2 3 名
居宅介護支援事業所	1 1 名
訪問介護事業	2 3 名
訪問入浴介護事業	2 名
通所介護事業	2 3 名
放課後等デイサービス	6 名
合計	1 1 2 名

その他の労働条件

- ・週休2日制（年間休日121日）
- ・時間外労働あり。
- ・有給休暇は採用後半年で10日間付与されます
- ・市内の法人事業所で異動あり。
- ・勤務先や労働時間は随時相談に応じますc

社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会の職員構成

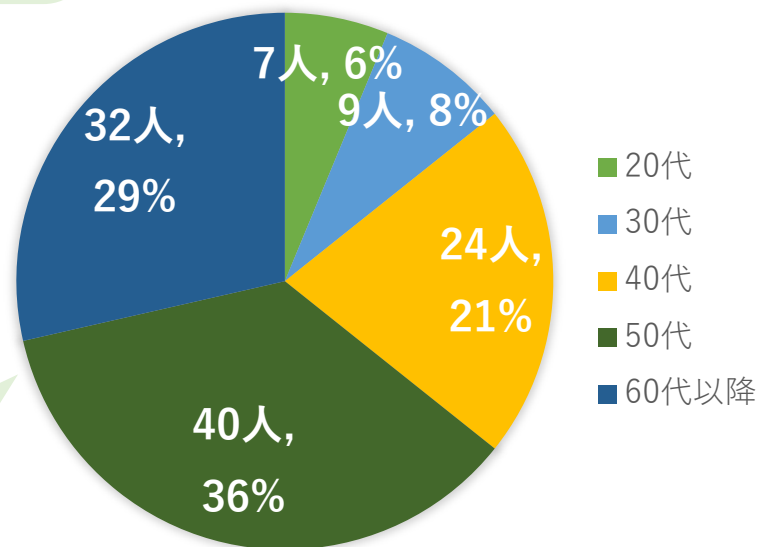
男女比



女性が多い職場となっていますが、男性職員も元気に活躍しています

■ 男性
■ 女性

年齢層



年齢層は様々です。学校を卒業したばかりの方や、小さなお子さんのいる方、介護をしている方など様々です。

平均年齢：52.1歳

先輩職員の声…

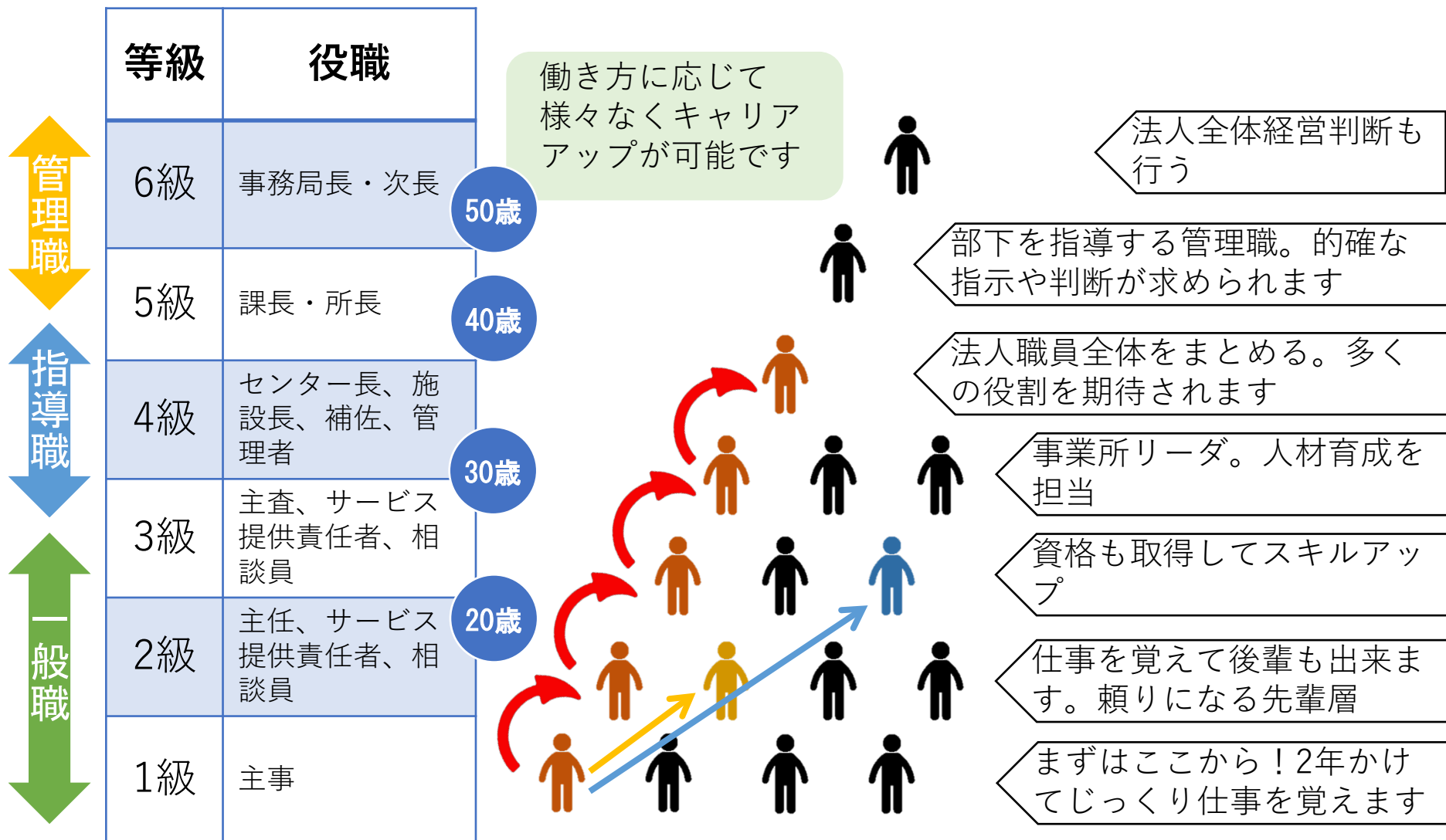
・ 地域福祉課で働くAさん(勤続5年)

私は、以前は違った職種に就いていましたが、福祉に関連した仕事がしたいと転職を決意し入職しました。初めのうちは不安もありましたが、同僚や上司のサポートもあり、仕事への意欲も上がっていきました。経験不足、知識不足を補うため、地域との関わり方や支援体制をより深く学ぶため、社会福祉主事任用資格を取得しました。資格取得必須条件である5日間の実技実習では、法人からの配慮があり、業務の一貫として受講することができたので有難かったです。責任のある業務を担当することも増え、仕事への充実感、やりがいも感じています。これからも、地域の方に寄り添いながら頑張っていきたいと思っています。

・ 訪問介護事業所で働くBさん(勤続3年)

訪問介護の仕事始めて3年になります。私は子供の頃から福祉の仕事に就くのが夢でした。学生時代に様々な場所へ実習に行き、体験・見学させて頂きましたが、その中の1つがこの訪問介護センターです。たった2日間でしたが、仕事内容だけでなく利用者へ関わる職員の姿に魅力を感じ、私もこうなりたいと思いました。働いていく中で自分の未熟さを感じることも多いですが、学びの機会が沢山あり、とても充実した日々を過ごしています。職場内での会話も多く、困った時はすぐに先輩方へ相談しアドバイスを頂いています。あの時憧れた職員の姿に近付けているかわかりませんが、自分なりに少しずつ経験を積み、これからも楽しく働いていきたいと思っています。

社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会の キャリアパス



キャリアアップのイメージ



30年目（50歳）：課長・所長 基本給30万円+管理職手当
支所長に就任し、支所の運営管理を行っています。

20年目（40歳）：課長補佐・管理者 基本給28万円+役職手当
居宅介護支援事業での経験や、施設での経験を活かし、地域福祉に配属されました。
部下の指導を行いながらも上司の補佐も行う重要なポジションです。

10年目（30歳）：主査・介護支援専門員 基本給20万円+手当等々
介護支援専門員の試験に合格し、居宅介護支援事業に異動しケアマネとして働くことになりました。プライベートで子供が生まれました。

7年目（27歳）：主任・生活相談員 基本給17万+手当等々
生活相談員になり昇格しました。プライベートでは結婚も

3年目（23歳）：主事・介護職員 基本給15万+手当等々
徐々に仕事にも慣れてきて、後輩が出来ました。先輩としてしっかりと指導をしなくては。

1年目（20歳）：主事・介護職員 基本給14万+手当等々
専門学校を卒業したての入社1年目の職員。これからますます頑張ります！

役職につくことで基本給だけでなく、役職手当も支給されます

家庭の事情に応じた働き方にも対応します

求人内容

就業形態（1日8時間、週40時間勤務）		給与形態	
就業時間	事務： 8時30分～17時30分	A 基本給	130,000円～150,000円
	介護：8時30分～17時30分 ※シフト表により早出、遅出あり	B 手当	業務手当 3,000円（責任者等）
	障がい：9時30分～18時30分 ※シフト表により早出、遅出あり		資格手当 3,000円（介護福祉士）
	児童： 13時30分～18時30分（平常時） 8時00分～18時30分（長気休校時） ※シフト表により早出、遅出あり		通勤手当 最大31,600円
	住宅手当 最大約25,000円		
			（その他） 扶養手当、管理職手当等
休 日	土・日曜日・国民の休日 <u>完全週休2日制（年間休日約121日）</u>	A+B	147,000円～191,000円
有給休暇	採用6ヶ月後より10日利用可能 6年勤務で最高40日	賞与・昇給	
時間外	月平均2時間 前後	賞与	年2回（計4.0ヶ月）
特別休暇	育児休業、看護休業、育児・看護休暇	昇給	年1回（4月） 1,000円～2,000円

多くの職員で成り立っています。大学を卒業したばかりの若い職員のほかにも、結婚したての職員、出産を控える職員、育児をする職員、介護をする職員などがいます。多くの職員がご家庭や様々な事情を抱えながら生活していますが、そうした事情にも配慮しながらも、働ける職場づくり、働きやすいづくりを目指しています。

施設内研修

	研修名
4月	新任職員研修
5月	接遇マナーとコミュニケーション技術
6月	大雨・土砂災害等、非常災害時の緊急対応について
7月	個人情報保護とプライバシー保護について
8月	ヒヤリハットと事故防止・事故発生時の対応について
9月	介護技術（更衣介助）について
10月	相談・苦情の対応 困難ケース等検討
11月	感染対策（ノロウイルス・インフルエンザ）
12月	認知症介護について
1月	不適切なケア（身体拘束・虐待等）について
2月	高齢者に多い疾患について
3月	マニュアルの見直しについて

その他、外部研修にも参加します。

働きやすさに向けた取組

特別休暇

就業規則で定められた年次有給休暇の他に年間5日以内で特別休暇が付与されます。夏休みや記念日などに利用できます。

育児・介護休業

当法人では、必要に応じた休業規程で定めています。育児や、介護をしながら働きやすい環境を整備しています。

年次休暇

時間単位の有給も実施。職員が時間単位の有給を使い、学校行事への参加や自身の通院などにも使用しています。

衛生管理

全職員を対象に、健康診断を実施しています。その他、ストレスチェックなど健康管理やメンタル管理を実施しています。

働き方、働く場所も様々です。私たちと一緒に湯沢市で福祉を始めませんか。